



● ● ● 贈与税回避目的、国外の生活実体を ● ● ● 否定する「特段の事由」に該当せず ● ● ● 約1,330億円の課税処分取消訴訟、納税者の逆転勝訴で決着

武富士の元会長（故人）夫妻から外国株式を贈与された長男の住所が、当時の相続税法では贈与税が非課税となる国外（香港）にあったかどうか争われていた事案で、最高裁判所第二小法廷（須藤正彦裁判長）は2月18日、課税は適法とした原判決を破棄、約1,330億円の課税処分を取り消す判決を全員一致（須藤裁判長から補足意見あり）で言い渡した（平成20（行ヒ）139）。

判決では、贈与税回避目的があったとしても約3分の2の期間に及ぶ香港での生活実体が消滅するわけではないと指摘。贈与時の長男の住所は香港にあったと認定した。

約66%に及ぶ香港滞在の事実は消滅せず

第一審（東京地裁）では、生活実体・滞在日数という客観的事実が重視され納税者側が勝訴したのに対し（本誌213号8頁参照）、控訴審（東京高裁）では、贈与税回避目的が重視され国側が逆転勝訴した（本誌245号10頁参照）。

最高裁は、住所を「反対の解釈をすべき特段の事由はない以上、生活の本拠、すなわち、その者の生活に最も関係の深い一般的生活、全生活の中心を指す」「（住所は）客観的に生活の本拠たる実体を具備しているか否かにより決すべきものと解するのが相当である」とした。

そのうえで、「主観的に贈与税回避の目

的があったとしても、客観的な生活の実体が消滅するものではない」と判示し、第一審同様、贈与税回避目的は住所の認定に影響しないとした。

本事案については、贈与税回避の目的で仮装された実体のないものではなく、現に香港での滞在日数が約3分の2に及んでいてと認定、贈与時の長男の住所は香港にあったと結論付けた。

解釈論の限界、不備は立法で解決すべき

須藤裁判長から、東京高裁が指摘した贈与税回避の観点について補足意見が述べられている。

補足意見では、長男が贈与を受けた翌年の平成12年度税制改正で本件贈与税回避スキームが対処されたことに触れ（本誌388号10頁参照）、後年の新たな立法を遡及して適用して不利な義務を課すことは許されないと指摘。「厳格な法条の解釈が求められる以上、解釈論にはおのずから限界があり、法解釈によっては不当な結論が不可避であるならば、立法によって解決を図るのが筋であ」と法の不備を放置した立法当局の責任に言及した。

最後に、「租税法律主義という憲法上の要請の下、法廷意見の結論は、一般的な法感情の観点からは少なからざる違和感も生じないではないけれども、やむを得ないところである」と述べた。